

# 給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書（普通徴収記載例）

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

記載例2（一括徴収できない場合）

		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
※市処理欄				
特別徴収義務者 指 定 番 号		000XXXXXXX		※市町村ごと に異なります
連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号		課・係	人事課人事労務係	
		氏名	特徴 花子	
		電話	000-000-0000 (内線 123)	
異動の事由		異動後の未徴収 税額の徴収		退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額
<ol style="list-style-type: none"> <li>退職</li> <li>転勤</li> <li>合併</li> <li>休職</li> <li>長期欠勤</li> <li>死亡</li> <li>会社解散</li> <li>住所誤報</li> <li>その他 (特別徴収不可)</li> </ol>		<ol style="list-style-type: none"> <li>特別徴収継続</li> <li>一括徴収 (1月以降は必須)</li> <li>普通徴収 理由 異動の事由のとおり</li> </ol>		円 1,200,000 控除社会 保険料額 円 60,000
※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、 次のいずれかの理由を必ず選択してください。		<ol style="list-style-type: none"> <li>(普B) 他の事業所で特別徴収 (例：乙欄適用者)</li> <li>(普C) 給与が少なく税額が引けない (例：年間の給与支給額が9.3万円以下)</li> <li>(普D) 給与の支払が不定期 (例：給与の支払が毎月でない)</li> <li>(普E) 事業専従者 (給与支払者が個人事業主の場合のみ対象)</li> </ol>		
一括徴収の理由		1. 異動が令和 年 12 月 31 日 までで、申出があったため ( 日申出) 2. 異動が令和 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため		
◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、 記載してください。		8月末で退職した給与所得者の未徴収税額を、9月分から普通徴収に変更する場合。 (ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分) (イ)徴収済額 35,600円(6月から8月分) (ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分) ↑ 普通徴収税額		
◎転勤(転職)等による特別徴収届出書				
新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)				
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地	〒	連絡先の 氏名及び 所属課、 係名並び に電話番 号	課・係	新しい勤務先では 月割額 円を
フリガナ		氏名		月分から徴収し、納入します。
氏名又は名称		電話		新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。
法人番号		(内線)		納入書 要・不要
※市町村記入欄				

【提出先】 〒292-8501 木更津市朝日三丁目10番19号朝日庁舎 木更津市役所財務部市民税課